平成２２年（フ）第１号
群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1924番地
債務者　佐々木　正
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２号
群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1924番地
債務者　佐々木匡子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４９３号
群馬県高崎市倉賀野町762番地20
債務者　茂木　眞弓（旧姓幸長）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５２４号
埼玉県熊谷市出来島125番地
債務者　松村　弘行
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６５０号
金沢市新竪町３丁目74番地
債務者　梅澤　仁志（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６４８号
静岡県駿東郡清水町伏見150番地の２　ビラブルンネン102
債務者　志渡　弥穂
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２０号
京都市伏見区竹田久保町16番地の４
債務者　藤田　　実
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２１号
京都市伏見区竹田久保町16番地の４
債務者　藤田　順子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９７６号
京都市右京区西院小米町２番地３　パラドール四条通ミーツウエスト702号
債務者　南波　亜記
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８６号
京都市山科区大宅辻脇町30番地　清水マンション301号
債務者　黒川　　明
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８４号
京都市東山区花見小路通古門前上る巽町430番地
債務者　青**柳**　浩子（旧姓川内）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２７号
新潟県十日町市下条１丁目68番地　長谷川稔男方、住民票上の住所京都市上京区寺之内通千本東入新猪熊町407番地　フォーブルやまとく202号
債務者　京都山菱こと　長谷川秀明
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７５号
京都市山科区東野南井ノ上町８番地の55
債務者　藤田　卓也
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８４号
京都市右京区花園猪ノ毛町９番地
債務者　宮田　秀哉
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９６号
京都府八幡市下奈良一丁地15番地の１
債務者　今井　未穂
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２６号
京都市伏見区深草仙石屋敷町６番地28　スガハウス105
債務者　荒木　和子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３４号
京都府城陽市平川広田15番地の１－２棟205号
債務者　山口　周作
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係